

東三河都市計画事業 豊橋牟呂坂津土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において、準用する同条第9項の規定に基づき公告する。

令和元年6月21日

豊橋市長 佐原 光一

記

1. 土地区画整理事業の名称

東三河都市計画事業 豊橋牟呂坂津土地区画整理事業

2. 施行者の名称

豊橋市

3. 施行地区の区域

豊橋市牟呂町字境松、字三ツ山、字外神、字坂津及び字若宮の各全部

豊橋市牟呂町字一本木、字八王子及び字内田の各一部

豊橋市新栄町字牟呂下及び字一本木の各一部

豊橋市小向町字内田の一部

4. 事業施行期間

平成13年12月10日から令和8年3月31日まで

5. 事務所の所在地

豊橋市今橋町1番地

豊橋市役所

6. 事業計画の決定年月日

平成13年12月10日

7. 事業計画の変更年月日

令和元年6月21日